

～出席停止について～

学校では法令で感染症予防上必要がある時は生徒の出席を停止させることができるようになっており、出席停止の期間は欠席の扱いになりません。

1. 感染（下記一覧）した場合の対応

（1）まずは連絡をお願いします

出席停止と疑われる病気に感染もしくは感染の疑いがあると医師から診断された場合は速やかに担任へ連絡してください。

連絡時に医師から指示された出席停止期間、受診した医療機関名、診断名、症状（40度の熱、咳、喉の痛みなど）も伝えてください。

（2）療養をとりましょう

医師の指示に従い、感染の恐れがなくなるまで、家庭療養をしましょう。

（3）医師の許可を得てから登校してください

医師の診断により感染の恐れがなくなりましたら、登校してください。

2. 出席停止になる感染症一覧（参考）

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）
第2種	インフルエンザ（H5N1 除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎（アポロ病）、その他の感染症

※その他の感染症として：マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、ノロウイルスやロタウイルスによる感染性胃腸炎などがあります。